

光設計賞審査の手引き

2005年11月
光設計研究グループ

この手引きは光設計賞の審査時のガイドラインとして制定された。

1. 1次審査について.

実行委員は全ての応募資料を審査委員に配布し、書面による1次審査を実施する。審査委員は、応募資料に目を通し、光設計賞の3つの審査基準である「独創性」「実用性」「将来性」の観点で、各応募に対して評価を実施する。審査委員は総合評価として、各応募に対する授賞の可否を審査用紙に記入する。尚、審査に際し、他の学会等での受賞については原則として考慮しない。

審査委員は光設計分野について広範囲に評価できるという観点で選任されているため、光設計賞の全応募に対して評価を行うことが前提である。しかし、實際上審査委員が1次審査において技術情報・事業情報が不足し、客観的な評価ができない応募がある場合は、実行委員にその旨を連絡する必要がある。

2. 2次審査までの準備について.

実行委員は審査委員と早期に日程調整を行い、多くの審査委員が参加できるような2次審査日程を設定するよう努力する。

実行委員は全ての応募に対して、最低4名以上の審査委員が1次審査での評価を行っていることを確認する。実行委員は、審査委員の欠席により、2次審査において2名以上の審査委員からコメントが得られない応募がある場合は、詳細コメントを欠席委員に事前に求め、2次審査をスムーズに実施できるように努める。但し、審査委員長が必要と認めた場合に限り、応募者本人に対してより詳細な説明を求めること、あるいは審査委員長が指名する応募技術の該当する分野の有識者に応募内容に関するコメントを求め、審査に反映することが可能である。賞の審査に関係した者は、賞の決定を公開した後であっても、応募用紙の記載内容および審査の審議内容等について守秘義務を負う。

3. 2次審査について.

2次審査は審査委員が一同に会し、授賞応募を決定する最終の審査である。審査委員は1次審査の結果を元に各応募が授賞に値するかを判断し、授賞する場合は賞を決定する。

4. 賞について

「独創性」「実用性」「将来性」の3つの観点で最も優れた応募に対しては原則1件の「光設計大賞」を授賞し、次点以下の応募で授賞に値すると判断されたものは「光設計優秀賞」を授賞する。ただし、過去の応募等から鑑みて「光設計大賞」に相当する応募がない場合は「該当なし」という判断も可能である。

3つの観点での評価では授賞に値しない応募であっても、特筆すべき発想や工夫がある場合には審査委員の判断により若干数の「光設計特別賞」や「光設計奨励賞」等の賞を制定し、授賞することができる。

以上

光設計賞規定

2004年11月

2008年11月 改定

1. この規定は光設計に関する研究・技術・発明に対して日本光学会 光設計研究グループが行う表彰について定める。
 2. この表彰を「光設計賞」という。
 3. 受賞候補は原則として応募開始時期から5年以内に公開された研究・発明・技術とする。
 4. 表彰は公募に応じた自薦の受賞候補から選考する。
 5. 表彰は毎年、原則として1件の光設計大賞と若干数の光設計優秀賞とする。また、応募の内容によっては若干数の審査委員が特別に制定した表彰を行う。
 6. 表彰は光設計大賞には賞状授与と賞金(10万円)・記念品贈呈とし、他の賞には賞状授与と賞金(3万円)贈呈とする。
 7. 筆頭受賞者が日本光学会員以外の場合は、受賞と同時に日本光学会に入会するものとする。尚、日本光学会の年会費の免除はない。
 8. 筆頭受賞者が光設計研究グループ会員以外の場合は、受賞と同時に光設計研究グループに入会するものとする。尚、受賞年度の光設計研究グループの年会費は免除とする。
 9. 表彰は毎年秋または冬に開催される光学関連の学会・研究会にて行う。
 10. 光設計研究グループは毎年光設計賞募集要項を研究会会誌「OPTICS DESIGN」や研究グループのホームページに公表し広く募集する。
 11. 受賞選考は光設計賞実行委員長が委嘱した光設計賞審査委員が行う。
 12. 光設計賞実行委員長は選考結果を光設計研究グループ運営委員会に報告する。
 13. この賞に関する必要な事項の審議及び決定は光設計研究グループ運営委員会が行う。
- 附則 この規定は2008年11月4日より施行する。

光設計賞審査規定

2004年11月

2008年11月 改訂

1. 光設計賞審査委員は、審査委員長と若干名の審査委員を持って構成する。審査委員は審査委員長の推薦に基づき光設計賞実行委員長が委嘱する。
 2. 審査委員の任期は当該年の表彰までとする。
 3. 審査委員会は必要な場合書類による予備選考を行う。
 4. 審査委員会は原則として毎年8月下旬までに開催され、表彰を選考する。
 5. 審査委員の氏名は公表する。
 6. 審査委員は審査内容については授賞決定後といえどもこれを口外してはならない。
- 附則 この規定は2008年11月4日より施行する。